

生駒市地域防災計画 30年度主要改正事項一覧表

No	審議事項	主要改正箇所※	改正内容（案）	改正理由概要
①	風水害時における緊急避難場所の解放に関する事項の記載 (併せて、避難所と緊急避難場所の記述を適切化)	○第1章第1節「風水害配備体制」〔資料2 P52〕 ○同第2節「地震災害配備体制」第5項〔資料2 P54〕 ○第4章第1節「避難生活支援」第1項〔資料2 P72〕	第1節に第5項「緊急避難場所の解放・運営・閉鎖」の追加 併せて、第2節「地震災害配備体制」第5項及び第4章第1節「避難生活支援」第1項についても避難所と緊急避難場所の記述を適切化（細部別添参照）	風水害時の避難所の開設等に関する記載なし 災害対策基本法等に不整合
②	指定避難所・緊急避難場所以外の施設に避難した避難者への対応に関する事項の記載	○第1章第1節「風水害配備体制」〔資料2 P52〕 ○同第2節「地震災害配備体制」第5項〔資料2 P54〕 ○第4章第1節「避難生活支援」第1項〔資料2 P72〕 ●災害対策本部編成表〔資料2 P49-3〕 ●警戒本部編成表〔資料2 P49〕 ●動員表〔資料2 P50〕	自治会等と連携してその状況を把握し、長期化する場合は指定の避難所に収容。やむを得ない場合には「臨時の避難所」として対応。 また指定避難所・避難場所以外の避難者がある場合、災害対策本部の教育部に「臨時避難所班」を新設、警戒本部避難所班に市民部の職員を適宜増強。	指定避難所・緊急避難場所以外の施設に避難した避難者の状況把握・対応の遅れの問題が発生
③	災害対策本部総務班の新設	○災害対策本部編成表〔資料2 P49-3〕	警戒本部にある総務班を、災対本部事務局にも設置	部外からの問い合わせ対応部署等として必要。

④	早期避難対処体制の新設	○動員表 [資料 2 P50] ○警戒本部編成表 [資料 2 P49]	気象警報等発令以前の早期に「避難準備・高齢者避難開始」を発令することを想定し、「警戒本部 0 号配備」「同 1 号配備」を新設、現行の警戒本部を「警戒本部 2 号配備」に変更	「避難準備・高齢者等避難開始」発令の早期化に対応するため
⑤	警戒本部編成表の再整理	●警戒本部編成表 [資料 2 P49]		分かり難さの解消等
⑥	警戒本部・災害対策本部の体制縮小要領の明確化	第 1 章第 1 節「風水害配備体制」第 3 項「災害警戒本部の設置・運営・閉鎖」 [資料 2 P52,P53]	また、洪水や土砂災害の危険が解消したと副市長が認めたとき <u>は警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて適宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。</u> 又は 市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。	危険がなくなった後も、収容した避難者の管理や復旧等のため、ある程度の体制を維持する必要があるため。
		同第 4 項「災害対策本部の設置・運営・閉鎖」 [資料 2 P53]	また、 <u>災害応急対策の進捗あるいは被害の規模等に応じて適宜動員・組織編成を縮小し、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれなくなったと</u> 市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。	応急対策の進捗等により、1/4 以上の職員の動員は必要なくなるため。 大きな被害は出ていないが危険の解消までは判断しにくい状況も想定
		第 1 章第 2 節「地震災害配備体制」第 3 項「災害警戒本部の設置・運営・閉鎖」 [資料 2 P54,P55]	また、 災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなった危険 なくなったと副市長が認めたときは <u>警戒本部を閉鎖するとともに、被害や避難者の状況に応じて宜の体制に移行し、段階的に縮小・解除する。</u> 又は 市長が災害対策本部 を <u>を</u> 設置 が <u>が必要と認めたときなどに</u> したときは、災害警戒本部を閉鎖する。	第 1 章第 1 節「風水害配備体制」第 3 項「災害警戒本部の設置・運営・閉鎖」の変更と同じ。

		同第 4 項「災害対策本部の設置・運営・閉鎖」 〔資料 2 P55〕	また、 <u>災害応急対策の進捗あるいは被害の規模等に</u> <u>応じて適宜動員・組織編成を縮小し</u> 、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。	同第 4 項「災害対策本部の設置・運営・閉鎖」の変更と同じ。
⑦	避難勧告等の判断・発令権者の明確化	第 3 章第 1 節第 1 項「避難勧告等の発令」 〔資料 2 P66〕	<u>本部事務局は</u> 、気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、災害情報等を収集し、 <u>警戒本部長又は災害対策本部長は</u> 避難勧告等の発令基準にしたがい、避難勧告等 <u>を</u> 判断し、市民への情報伝達を実施する。	特に警戒本部体制における避難勧告等の発令の決定権者が不明確

※：本編第 3 部「災害応急対策計画」の当該箇所